

別記様式第3号（第5条関係）

奨学金返還支援補助金に係る誓約書兼同意書

年 月 日

登別市長 様

住 所  
申請者氏名

登別市奨学金返還支援補助金の補助対象者の認定を受けるにあたり、次の事項について誓約及び同意します。

記

- 1 登別市において賦課された市税（市民税、軽自動車税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税）を滞納していません。
- 2 登別市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第22号）第2条第2号に規定する者ではありません。
- 3 奨学金に対して、他の返還支援等を受けていません。
- 4 既に補助金が交付されており、次のいずれかの事項が生じた場合は、当該補助金を遅延なく、全額又は半額を返還することに同意します。
  - (1) 全額を返還する場合
    - ・虚偽の内容を申請したことが判明した場合
    - ・市内に事業所を有する企業等の職又はテレワークにより継続して行っていた業務を補助対象認定日から3年未満に辞した場合又は市内で起業した事業所等が補助対象認定日から3年未満に廃業した場合。ただし、職を辞した日又は廃業した日から6月以内に市内に事業所を有する企業等に正規雇用者として就業した場合は、この限りではありません。
    - ・補助対象認定日から3年未満に登別市以外の市区町村に住民票を異動した場合
  - (2) 半額を返還する場合
    - ・市内に事業所を有する企業等の職又はテレワークにより継続して行っていた業務を補助対象認定日から3年以上5年以内に辞した場合又は市内で起業した事業所等が補助対象認定日から3年以上5年以内に廃業した場合。ただし、職を辞した日又は廃業した日から6月以内に市内に事業所を有する企業等に正規雇用者として就業した場合は、この限りではありません。
    - ・補助対象認定日から3年以上5年以内に登別市以外の市区町村に住民票を異動した場合

- 5 登別市奨学金返還支援補助金交付要綱第3条に規定する補助対象者の資格要件や返済要件等を確認するため、住民基本台帳の登録状況や納税状況など、必要な確認を市職員が行うことに同意します。